

マンション管理計画認定制度における認定基準(「鎌倉市マンション管理適正化推進計画」より抜粋)

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-----------------|--|
| 1 | 管理組合等の運営 | (1)管理者等が定められていること。 |
| | | (2)監事が選任されていること。 |
| | | (3)集会在年1回以上開催されていること。 |
| 2 | 管理規約 | (1)管理規約が作成されていること。 |
| | | (2)マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。 |
| | | (3)マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合等の財務・管理に関する情報の書面の交付又は電磁的方法による提供について定められていること。 |
| 3 | 管理組合等の経理 | (1)管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。 |
| | | (2)修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。 |
| | | (3)直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。 |
| 4 | 長期修繕計画の作成及び見直し等 | (1)長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会在て決議されていること。 |
| | | (2)長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること。 |
| | | (3)長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。 |
| | | (4)長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。 |
| | | (5)長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。 |
| | | (6)長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。 |
| 5 | 防災への対策 | (1)防災訓練の実施や、備蓄の有無など、防災に関する取組みを行っていること。 |